

令和 6 年度

任意後見・補助・保佐等の
相談体制強化・広報啓発事業

事業実績報告書

令和 7 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

目次

I. 事業の目的・概要・体制	2
1. 事業の目的	2
2. 事業の概要	4
(1) 市区町村、中核機関等における相談体制の強化事業	4
(2) 国民向けシンポジウム等による成年後見制度の周知・広報事業	9
3. 事業体制の概要・実施状況	10
(1) 事業実施体制	10
II K-ねっと相談事業	11
1. 相談の概要(2024.04.01～2025.02.28)	11
2. 相談内容例	16
3. K-ねっとの相談を通して把握した、成年後見制度の利用促進や体制整備に関する課題	19
III 都道府県機能強化推進事業	24
1. 事業の概要	24
(1) 目的	24
(2) 実施体制	24
(3) 実施経過	25
2. 実施状況	26
(1) 実施自治体	26
(2) ヒアリングの実施	26
(3) 提案書と報告シート	27
3. 評価と今後の展開	30
(1) 事業を通じて把握された課題等	30
(2) 今後の展開について	32
IV 広報事業(全国セミナー)の開催	34
1. 開催状況	34
(1) 概要	34
2. 広報事業(全国セミナー)の評価	37
(1) 参加者アンケート結果	37
(2) 成果と課題	39
参考資料	40
(参考1) セミナー開催チラシ	40

I. 事業の目的・概要・体制

1. 事業の目的

成年後見制度利用促進については、平成 29 年に第一期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、令和 4 年 3 月には第一期計画の進捗や制度をめぐる諸課題を踏まえて第二期計画が策定された。第二期計画では、地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進に向け、権利擁護支援チームの役割や都道府県の機能強化、包括的・重層的・多層的なネットワークづくりなどが盛り込まれた。第二期計画に基づき、各地域において体制整備が進められているところであり、令和 6 年度に中間検証の年を迎えることとなる。

地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで取り組みが遅れおり、権利擁護支援を必要とする人が全国どの地域においても適切に支援につながることができるよう、身近な地域における中核機関の相談体制の整備を急ぐ必要がある。一方、既に中核機関が整備された地域においては、受任調整や後見人支援、地域における担い手の育成等の機能強化に向けた取り組みが進まなかつたり、地域連携ネットワークの構築が難航しているなどの課題もみられる。

また、市町村の体制整備に関する支援、支援困難事例への対応のサポート、市町村や中核機関に対する研修、後見人等に対する意思決定支援に関する研修、市民後見人等の養成、法人後見団体の育成・支援、都道府県単位の協議会設置等、都道府県に期待される役割は幅広く、これらの役割を発揮できるよう、都道府県担当者や都道府県に配置される各アドバイザーに対するサポートも重要と考えられる。

このような状況を踏まえ、本事業は、昨年度に引き続き「**全国権利擁護相談窓口 K-ねっと**」(以下、「K-ねっと」という)による二次的な相談等を受けて専門的な助言を行うことを通じて全国的な相談体制の強化を図ることを目的として実施するとともに、都道府県の体制強化や取組促進にむけた都道府県機能強化推進事業を実施した。

あわせて、本事業では、任意後見・補助・保佐等を含めた成年後見制度の周知を図るため、福祉関係者等を対象としたセミナーを開催した。

本事業の相談窓口の役割については、事業を開始した令和 2 年度に以下の通り 4 点に整理されており、本年度もこの 4 つの役割を踏まえて事業を実施した。

① 支援

- K-ねっととは、全国的な体制整備を後押しする役割があることから、質問に対して回答をすることに加え、相談者自身に「気づき」を促し、わからないことがあった時に調べる方法を「学び」、次回に「活かせる」よう支援を行うことが期待される。
- また、相談者を各地域の専門職団体や法テラス、先行して取り組みを行っている自治体の担当者等に「つなぐ」ことも役割として重要である。

- K-ねっとへの相談を通じて、「身近で気軽に相談できる専門職の必要性」を体感してもらい、身近な地域で専門職等との連携を行い、権利擁護体制を整える体制作りを支援することが期待される。

②伴走

- 相談者のなかには、検討している事例の情報やK-ねっとに質問したい点等を必ずしも明確に整理できていなかつたり、地域のなかで相談できるネットワークを持っていない場合が見られる。
- そうした場合には、相談者の話をまずは受け止め、相談者自身が直面している問題を可視化し、地域の関係者と連携して問題解決できるよう支援する姿勢が求められる。
- そのため、1回の相談で終わるとは限らず、必要な場合には、回答後の状況把握や追加のフォローも含めて伴走することが期待される。

③共有

- 行政の担当者は各地域の実情にあった体制整備を進めようとしているが、手探りであり、他の自治体の事例を知りたいというニーズが強い。
- 先行調査研究に加えて、最新の情報の収集を進めるとともに、相談を通じて把握した情報を蓄積して提供する取組が期待される。
- 行政担当者や中核機関が参考すべき資料の整理・公開について、国において開設された成年後見制度に関するポータルサイトの活用も含めて進める必要がある。
- K-ねっとに寄せられた相談を蓄積し、FAQを作成して共有することも重要である。その際、「誰から寄せられた相談なのか」を軸に整理することで、情報を探しやすくするなどの工夫が考えられる。

④発信・提案

- 全国的な体制整備を推進するため、相談を通じて把握した、体制整備に関する課題等について整理し、運営委員会での検討を行ったうえで発信・提案していくことが期待される。

2. 事業の概要

(1) 市区町村、中核機関等における相談体制の強化事業

①相談窓口(K-ねっと)の設置

K-ねっとの相談窓口を設置し、中核機関等のみで解決できない課題について、中核機関等からの相談等を受けて専門的な助言を行うとともに、相談対応を通じて各地域における地域連携ネットワークづくりの促進に努めた。

相談受付のため、専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、厚生労働省成年後見制度利用促進室と連携を図りつつ、都道府県、都道府県社会福祉協議会、市区町村、中核機関、権利擁護センター等へ周知を図った。

全国権利擁護相談窓口 K-ねっと 03-3580-1755 k-net@shakyo.or.jp

相談受付にあたっては、相談管理システムを活用し、事務局と専門相談員が相談内容を共有しながら実施した。また相談内容については、厚生労働省成年後見制度利用促進室に定期的に報告し共有した。

令和2年度にK-ねっとの相談対応の基本的な考え方を下記の通り整理しており、本年度も引き続き、ホームページ上に示すとともに、相談者にも趣旨を伝えながら相談対応を行った。

【相談対応の基本的考え方】

①目的

- K-ねっとの相談事業は、どの地域においても、権利擁護支援を必要とする人が適切に成年後見制度等を利用できるよう、全国的な体制整備を後押しすることを目的としている。

②相談対応の基本的な考え方

- 相談者が、当該地域の行政や社会福祉協議会、専門職(団体)、当事者団体、家庭裁判所等の関係者と連携して課題を解決していくことができるよう、相談内容を聞き取って方針検討のポイントの整理を支援するとともに、他の自治体の取組等の参考情報を提供したり、必要に応じて相談先を紹介したりすることを基本的な姿勢としている。
- 都道府県が圏域の体制整備を進めるうえで参考にできるよう、相談者の了解を得たうえで、都道府県の成年後見制度利用促進主管課に相談内容やK-ねっとからの回答内容を伝えることがある。

③個人情報の取扱い

- 相談受付実績は、統計的に処理し、相談者の所属や自治体名は公表しない。
- 個別事例に関しては、個人が特定されることのないよう、事例情報を匿名化して受けている。
- 回答内容の検討やK-ねっとの相談事業の評価・改善のため、相談内容を厚生労

働省及び本事業運営委員会、専門相談員、アドバイザー、K-ねっと事務局(全国社会福祉協議会地域福祉部)に限り共有している。

②アドバイザー・オブザーバーによる助言

専門的な知見を要する相談について、アドバイザー・オブザーバーの助言・情報提供を得ながら相談に対応した。

専門職団体や中核機関等と業務委託契約を結び、各団体よりアドバイザーの派遣を受けた。また、成年後見制度利用促進の体制整備や市町村長申立の実務に精通した自治体職員、社会福祉協議会職員、法律、医療の学識経験者をアドバイザーまたはオブザーバーとして委嘱した。

【アドバイザー(12名)】 ※順不同・敬称略

氏名	所属・役職
堀江 佳史	和歌山弁護士会 弁護士
井上 雅人	大阪弁護士会 弁護士
岩屋口 智栄	成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
隈本 武	成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
星野 美子	日本社会福祉士会 理事
谷川 ひとみ	福島県社会福祉士会 福島県委託事業市町村支援アドバイザー 運営委員長
大野 琴音 (R6年8月まで)	埼玉県 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当
吉川 証 (R6年9月より)	埼玉県 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当
石垣 裕美	立川市福祉保健医療部高齢福祉課在宅支援係 係長
十河 真子	香川県社会福祉協議会地域福祉部 部長
鈴木 裕美	山形市社会福祉協議会 山形市成年後見センター センター長
大久保 麻未	せたな町保健福祉課 地域包括支援センター 包括支援係 係長
住田 敏子	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター センター長

【オブザーバー(4名)】 ※順不同・敬称略

氏名	所属・役職
山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科 教授
五十嵐 穎人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授 医師
水島 俊彦	日本司法支援センター(法テラス)本部 弁護士
田中 明美	生駒市特命監 保健師

③専門相談員による相談対応

後見実務の経験があり、成年後見センターや自治体等での業務経験を持つ社会福祉士を専門相談員として配置し、専門的な知見を要する個別事例相談について、専門相談員が直接相談に対応した。

相談受付の体制については、専門相談員が在宅でスマートフォンから対応できる体制を確保した。

事務局で受けた個別事例の相談について、3名の専門相談員が順番に対応し、相談内容や回答内容を相談管理システムに記録して共有した。専門相談員の間で対応内容について助言し合うほか、必要に応じて、アドバイザーにメールで助言・情報提供を依頼した。

隔週1回、厚生労働省成年後見制度利用促進室も含めて定期的な打ち合わせを行い、相談の聞き取りや回答方針の検討、記録の整備等について協議した。

【専門相談員】

小林 有紀子 くすのき社会福祉士事務所
宮間 恵美子 みやま社会福祉士合同事務所
渡邊 一郎 一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす

④定例会議の開催

アドバイザーによる定例会議を年6回開催し、相談実績を報告するとともに、今後の相談対応や相談を通じて見えた体制整備の課題等について協議した。協議内容によつてはオブザーバーも参加した。第1回並びに第6回定例会議においては、企画評価委員を加え、本事業の企画・評価を行つた。定例会議には厚生労働省成年後見制度利用促進室、老健局高齢者支援課、老健局認知症施策・地域介護推進課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、専門相談員がオブザーバーとして参加した。

【アドバイザー一定例会議開催状況】

	期日
第1回	令和6年6月6日(火) 15:00～17:00
第2回	令和6年8月6日(火) 10:00～12:00
第3回	令和6年10月7日(月) 15:00～17:00
第4回	令和6年11月27日(水) ※
第5回	令和7年2月3日(月) 15:00～17:00
第6回	令和7年3月13日(木) 15:00～17:00

※第4回は文書開催

【企画・評価委員(6名)】 ※順不同・敬称略

氏名	所属・役職
五十嵐 賢人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授
小島 幸子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
櫻田 なつみ	日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 研修企画委員
永田 祐	同志社大学 教授 ◎委員長
花俣 ふみ代	認知症の人と家族の会 副代表理事
水島 俊彦	日本司法支援センター(法テラス)本部 弁護士

⑤都道府県交流会を通じた取組例等の共有及び相談のFAQの更新

都道府県担当者や都道府県アドバイザーが市町村や中核機関からの問い合わせに対応するための参考として、厚生労働省が都道府県担当者及び都道府県アドバイザーを対象に年4回開催する都道府県交流会において、2回の企画実施を担当した。取組報告と併せて、参加者間の情報共有・意見交換を行う時間を設けた。

また、昨年度までに取りまとめたFAQについて厚生労働省と確認の上、修正並びにHP掲載の更新を行った。

回・日時	内容
第2回 令和6年9月 18日(水) 10:00～11:30	テーマ「都道府県アドバイザーとの連携について」 取組報告者: 長野県 健康福祉部地域福祉課 徳永 雄大 氏 長野県社会福祉協議会 相談事業支援センター 主任 佐藤 公治 氏 プレイアウトルーム協議題: 「都道府県アドバイザーとの連携について」 ※都道府県アドバイザーの設置や連携について、取組報告を受けての感想などを共有

第4回 令和7年2月 19日(水) 10:00～11:30	テーマ「都道府県機能強化推進事業について」 取組報告者： 奈良県 医療・介護保険局 地域包括支援課 主査 脇川 貴大 氏 プレイクアウトルーム協議題： ※市町村支援について、取組報告を受けての感想などを共有
--	---

⑥各地域の相談窓口の周知

市区町村別の成年後見制度の相談窓口一覧(中核機関・権利擁護センター等、市区町村成年後見制度担当部署)を作成し、「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発一式(各種広報分)」の受託者である株式会社読売広告社を通じて、「成年後見はやわかり」サイトにて、各地域の相談窓口の検索機能が作成された。また、本会地域福祉部ホームページ(<https://www.zcwvc.net/member/#knet>)において、一覧表の掲載を行った。

⑦ニュースレターの発行

市町村・中核機関、都道府県・都道府県社会福祉協議会、都道府県アドバイザーの参考となるニュースレターを3回発行し、成年後見制度の動向、研修会等の報告、K-ねっとFAQなどを掲載し、情報発信を行った。ニュースレターはメールで配信するほか、「成年後見はやわかり」サイトへの掲載や都道府県交流会での紹介等を通じて周知を図った。

回	内容
第36号 令和6年 8月5日 発行	1 都道府県交流会を開催しました 2 取組状況調査を8月に実施します 3 法制審で成年後見制度の見直しに向けた議論が始まりました 4 「地域共生社会の在り方検討会議」が始まりました 5 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定されました 6 「中核機関の取組事例集」電子ブックのご案内 7 令和6年度の研修のご案内 8 権利擁護支援体制全国ネット(K-ねっと)のご案内 9 K-ねっと Q&A
第37号 令和7年 1月30日 発行	1 体制整備基礎研修を開催しました 2 モデル事業実施自治体等連絡会を開催 3 都道府県交流会を開催しました 4 各種手引きが改訂されました 5 K-ねっと Q&A

第38号 令和7年 3月31日 発行	1 令和6年度成年後見制度利用促進体制整備研修の全日程を終了しました 2 都道府県交流会を開催しました 3 K-ねっとセミナーを開催しました 4 K-ねetto Q&A
-----------------------------	---

⑧都道府県の機能強化を目的とした課題整理・取組推進の方策等提案(都道府県機能強化推進事業)

第二期計画におけるKPIの達成に向けて、希望する都道府県に対して、アドバイザー等を派遣してヒアリング調査を実施し、課題等の整理や助言・ノウハウ伝達等の取組推進の方策等の提案を行った。(詳細についてはP.24～参照)

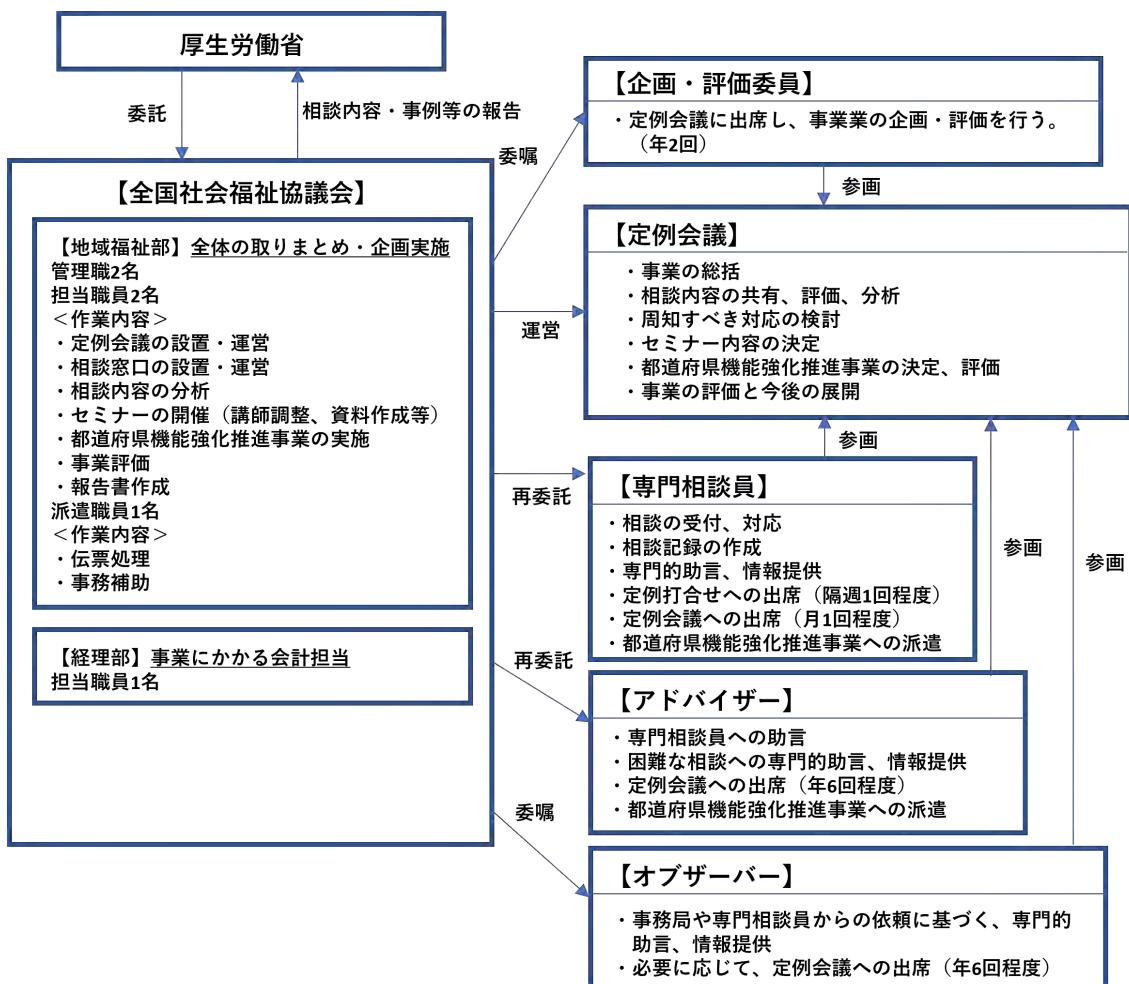
都道府県	日程
富山県	令和6年9月30日(月)
奈良県	令和6年10月30日(水)
島根県	令和6年10月2日(水)
沖縄県	令和6年10月21日(月)

(2)国民向けシンポジウム等による成年後見制度の周知・広報事業

国民向けに分かりやすく任意後見、補助・保佐類型を含む成年後見制度の周知を行うことにより、将来においても早い段階から検討が始められるように、一般市民を対象とした全国セミナーを開催した。(詳細についてはP. 34～参照)

3. 事業体制の概要・実施状況

(1) 事業実施体制



II K-ねっと相談事業

1. 相談の概要(2024.04.01～2025.02.28)

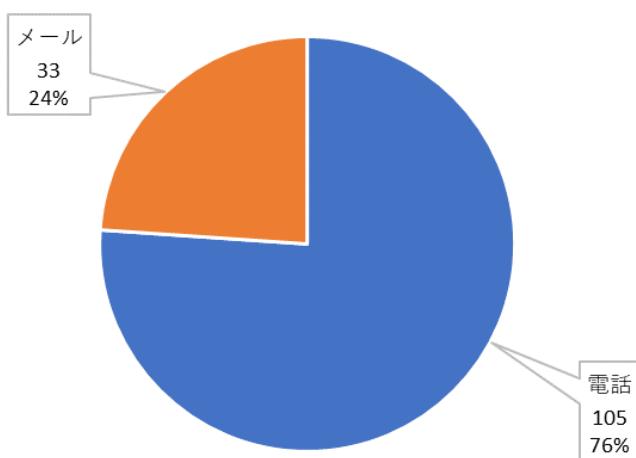
【相談件数】

令和 6 年 4 月	15
5 月	13
6 月	11
7 月	17
8 月	11
9 月	8
10 月	19
11 月	12
12 月	18
令和 7 年 1 月	4
2 月	10
計	138

参考: 令和 5 年度実績 176 件
令和 4 年度実績 211 件
令和 3 年度実績 174 件
令和 2 年度実績 127 件

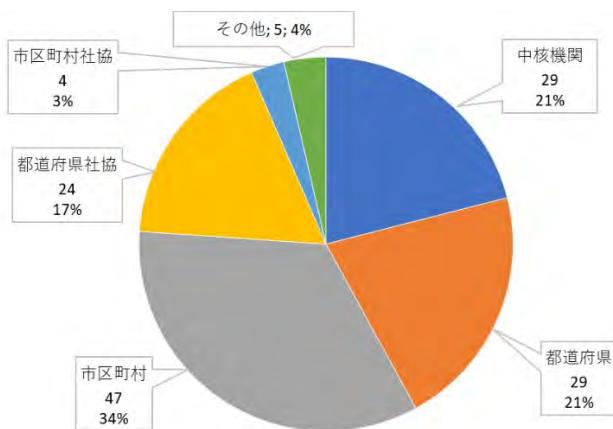
※報告書作成のスケジュール上、2 月末までの実績を集計。

【相談方法】



- 電話による相談・問合せが 76%で前年度(85%)よりやや減少した。
- メールで相談を受けた場合も、必要に応じ、電話による聞き取り確認をして回答した。

【相談のあった機関】



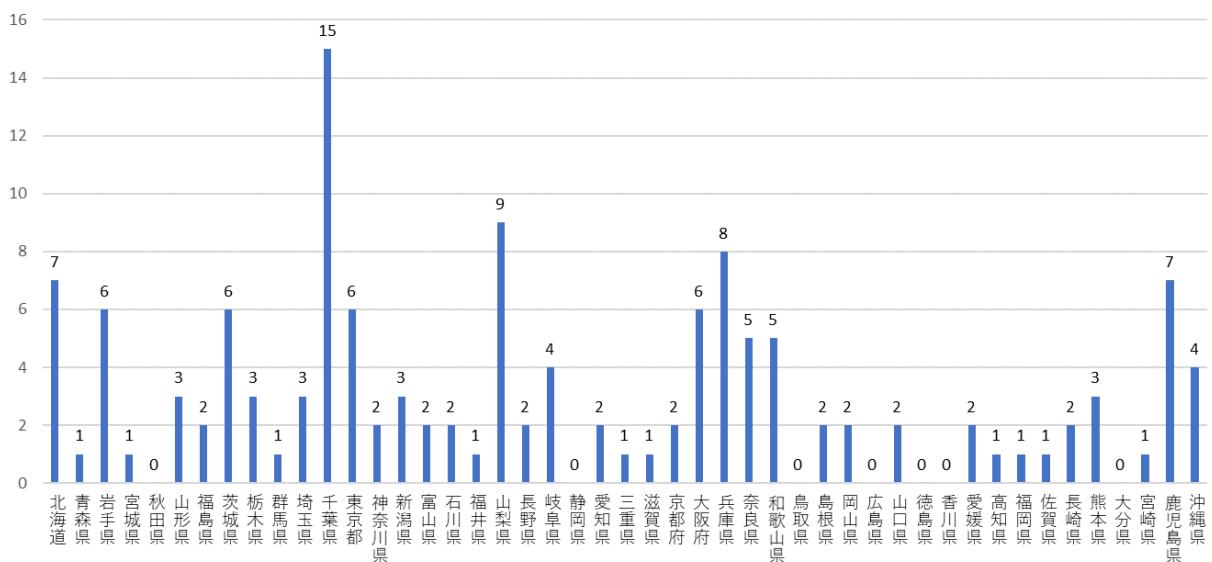
- 市区町村からの相談・問合せが最も多く、34%を占めている。
- 都道府県と都道府県社会福祉協議会からの相談は合わせると全体の38%となり、本事業開始当初の令和2年度と比較するとおよそ2倍となっている。都道府県域での体制整備の取り組みを進めるなかで、K-ねっとへの相談が増加していることがうかがえる。

※市区町村(直営)の中核機関は中核機関の欄に含む。

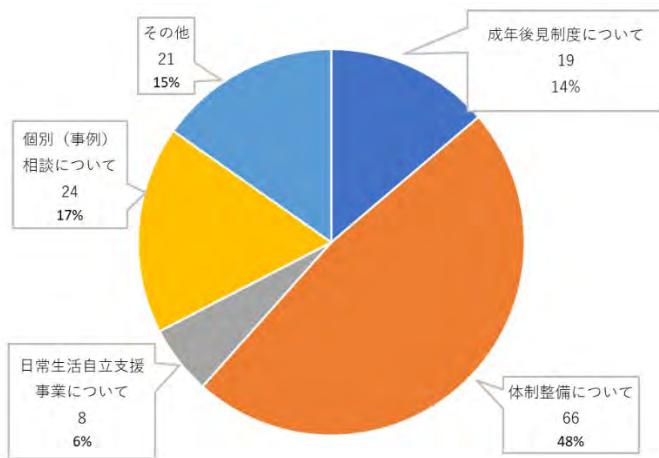
		行政	社会福祉協議会	地域包括支援センター	その他	計
中核機関		7	21	-	1	29
内訳	市	3	19	-	1	23
	区	-	-	-	-	0
	町	4	-	-	-	4
	村	-	-	-	-	0
	指定都市	-	-	-	-	0
	その他	-	2	-	-	2
都道府県		29	24	-	-	53
市区町村		47	4	-	-	51
内訳	市	37	3	-	-	40
	区	1	-	-	-	1
	町	7	-	-	-	7
	村	-	1	-	-	1
	指定都市	2	-	-	-	2
その他		-	-	-	5	5
計		83	49	0	6	138

- 都道府県、政令指定都市、市区町村別にみると、自治体(行政)、社会福祉協議会いずれも「市」からの相談が最も多く寄せられた。
- 都道府県別にみると、昨年度と同様に 40 都道府県(令和 5 年度 40、令和 3 年度 38、令和 2 年度 36)から相談が寄せられていることから、本事業が関係者に浸透していることがうかがえる。

【都道府県別相談件数】



【相談内訳】

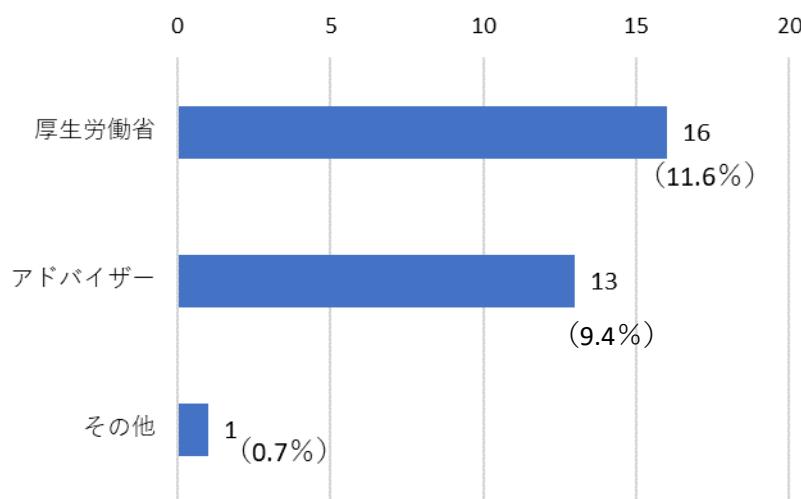


- 相談内容を見ると、体制整備についての相談・問合せが 66 件(48%)と最も多く、次いで個別事例についての相談が 24 件(17%)となった。
- その他としては、体制整備に関する取組事例の提供、講師紹介などに関する相談があった。

	中核機関	行政	社会福祉協議会	地域包括支援センター	その他	計
成年後見制度について	3 件	13 件	3 件	-	-	19 件
体制整備について	13 件	44 件	9 件	-	-	66 件
日常生活自立支援事業について	-	1 件	7 件	-	-	8 件
個別(事例)相談について	9 件	13 件	2 件	-	-	24 件
その他	4 件	5 件	7 件	-	5 件	21 件
計	29 件	76 件	28 件	0 件	5 件	138 件

- 中核機関からの相談は、体制整備に関することが多く、次いで個別事例の相談となつた。
- 行政からの相談は、体制整備に関することが最も多いが、成年後見制度についてと個別事例についての相談も多くみられた。
- 社会福祉協議会からの相談は、体制整備に関することが最も多くみられた。

【相談対応にあたつての連携先】



【専門相談員による対応】

24 件

※厚生労働省には、厚生労働省成年後見制度利用促進室より他省庁、他部局への確認を行つたものを含む。

※その他は、情報提供依頼を行つた自治体、NPO 団体など。

※1つの相談に対し、複数カ所へ相談を行う場合もあるため、全体の相談件数（138件）に対しての割合としている。

- 体制整備に関する庁内外での連携や専門職との連携、個別のケースへの対応等について、アドバイザーや専門相談員から多くの情報提供を受けた。
- アドバイザーを配置することで、様々な地域の体制整備の状況、専門職団体としての取り組み状況などの幅広い情報と、専門的知見や実践経験を踏まえた助言を得ることができた。
- またアドバイザーの定例会議では、様々な個別事例や体制整備の課題について協議するなかで、とくに意思決定支援の観点が繰り返し指摘された。これを踏まえ、事務局や専門相談員が相談に対応する際にも、意思決定支援の観点を意識して相談者に伝えている。
- 加えて専門相談員は、個別事例の相談に対し、ケースに対する助言だけではなく、相談者が各地域の専門職や家庭裁判所などの関係者と連携できるようになることを視野に入れた助言も行った。

2. 相談内容例

多く寄せられた相談内容や、特徴的な例を以下の通り整理した。

① 成年後見制度について

市町村長申立てに関すること

- 市町村長申立ての対象についての考え方を教えてほしい。
- 住所地と措置や給付元の自治体が異なっている場合、どちらが申立てをすべきか。
- 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて確認したい。
- 65歳未満の、市町村長申立てを行う際の根拠法令や手続きを教えてほしい。
- 市町村長申立て時の財産調査は、どこまで行うのか。
- 市町村長申立てに関する要綱の見直しについて。
- 市町申立ての検討会議の考え方を教えてほしい。

任意後見制度に関すること

- 社協の任意後見事業への取り組みについて知りたい。
- 社協が任意後見監督人を受任するための留意点を教えてほしい。
- 任意後見人に対する本人からの苦情対応について。

その他

- 他国籍の方への制度説明をどのようにすべきか。
- 民間の身元保証サービス事業者について。
- マイナンバーカードの取り扱いについて。

② 体制整備について

中核機関に関すること

- 島しょ部等における中核機関整備の取組事例について教えてほしい。
- 中核機関を受託するにあたっての手続きが知りたい。
- 中核機関が活用できる財源にはどのようなものがあるか。

協議会に関すること

- 協議会の設置に向けての要綱について。
- 既存の会議体を協議会と位置付けるにあたっての留意点を教えてほしい。
- 有益な議論を行うための協議会での議題の取扱い、工夫について教えてほしい。

受任者調整に関すること

- 受任調整会議のメンバー構成について。
- 受任調整会議における個人情報の取扱いについて教えてほしい。

- 受任調整会議後の専門職団体への個人情報の提供について。

専門職との連携について

- 専門職へのアドバイザー依頼方法について。
- 協議会のメンバーと受任調整会議のメンバーが重なることについて。
- 専門職後見人や、専門職団体との連携の取組例を教えてほしい。

成年後見制度利用支援事業について

- 利用支援事業の交付要綱を作成するため、助成額の基準について。
- 審判前の保全処分への報酬助成について。
- 利用支援事業の報酬助成を後見人等の口座へ振り込むことについて。
- 報酬助成の対象者の要件について。
- 自治体をまたぐ場合の後見人への報酬助成の考え方について。

市民後見人に関すること

- 都道府県による市民後見人養成研修のカリキュラムについて。
- 養成後の市民後見人の活躍の場を広げていくために参考となる取組について。
- 市民後見人の報酬や保険について。
- 専門職後見人から市民後見人へのリレー方式を実施している取組について。

法人後見に関すること

- 法人後見の養成研修のカリキュラムについて
- 法人後見実施団体の受任調整について。
- 社会福祉協議会以外の法人後見事業実施団体との連携について。
- 中核機関を受託している社会福祉協議会が法人後見事業を担うための留意点について。

都道府県の取組に関すること

- 都道府県での協議会のメンバー構成や実施方法について。
- 都道府県が中核機関の整備に助成する取り組みについて。
- 担い手育成方針策定に向けた協議の進め方について。
- 都道府県のアドバイザーとの連携について。
- 市町村のバックアップに関する取組事例について。

③日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業に関すること

- 日常生活自立支援事業における死後事務の考え方について。
- 相続財産管理人の申立てについて。

④個別(事例)相談について

ケースごとの判断に関すること

- 成年後見制度の利用の判断や、利用のタイミングについて教えてほしい。
- 成年後見人の候補者選定の考え方について。
- 利益相反に関する考え方の整理について。
- 市町村長申立てに該当するかについて。
- 審判前の保全処分の検討について。

死後事務等に関すること

- 身寄りのない方の死後事務の準備について。
- 相続人がいない場合の対応方法について。

申立て事務に関すること

- 親族調査や意向確認の範囲や確認方法について。
- 虐待ケースの場合の、申立ての進め方について。
- 身寄りのない方の市町村長申立てについて。
- 市町申立てを進めるにあたっての手順について教えてほしい。

その他

- 成年後見制度に関する本人や親族への説明の手法や考え方について。
- 被後見人の家族が制度を利用する場合の家族の後見人候補者への情報提供について。
- 市町村長申立て後、なかなか選任が進まないケースについての対応。

⑤その他

上記以外の情報提供について

- 研修講師を紹介してほしい。
- 国の補助金で活用できる財源を知りたい。
- 中核機関の視察先について。

その他

- 複数の自治体が対応する場合の個人情報の提供について。
- 中核機関の税の取り扱いについて。

3. K-ねっとの相談を通して把握した、成年後見制度の利用促進や体制整備に関する課題

①複数の自治体が関わるケースにおける報酬助成について

- ・市町村長申立てに関する事務連絡(令和3年11月26日事務連絡「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて¹⁾において、市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則が示されているが、報酬助成についても同様の取扱いになるのか決まりがあれば教えてほしいとの相談が複数見られた。
- ・複数の自治体が関わる場合にいずれの自治体の成年後見制度利用支援事業を使うのかについては、現状ではルールが明確化されておらず、自治体ごとの判断によって行われている状況にある。
- ・複数の自治体にまたがって市町村長申立てを検討する際に、その後の報酬助成についての検討がなかつたために、実際に報酬助成の申し込みが来てからどの自治体が実施するか協議が進まないといった相談も見られた。報酬助成が受けられないということでは、制度利用が難しくなってしまうことも考えられるため、申立ての段階から報酬助成についても併せて考えていくことが重要となる。
- ・成年後見制度利用支援事業の対象範囲等については、自治体ごとに差がみられている。自治体によっては、実施要綱に、「その他、市長の認める者」との記載している場合があり、ケースごとの必要性に応じて柔軟に判断できるようにしている自治体もある。一方で、対象を住民かつ生活保護受給者に限定している自治体もあり、複数の自治体が関わるケースにおいては、助成対象がより幅広い自治体が報酬助成を実施する場合も多いという実態も見られた。
- ・また、管内市町村から都道府県へ住所地特例者の市町村長申立の取り扱いや後見人等への報酬助成等について、県内でルールを統一して欲しいとの要望があり都道府県の協議会で検討するために、情報を提供してほしいとの依頼もあった。

②中核機関等の担当者だけで抱え込まないチーム支援について

- ・関係機関等から相談を受けた中核機関の担当者が、ケースのアセスメントや課題分析などを経験者や専門職等と一緒に行ったり、助言を得ることができる環境がない状況が伺えた。「市長村長申立てをしてほしい」「成年後見人を付けてほしい」という関係機関の発言のみで申立てに向けた検討を進め本人の意思や状況などの確認

¹⁾ 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に 係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000983191.pdf>

ができないまま「どのように申し立てたらいいか」「候補者をどうしたらいいか」といった相談もあった。

- ・本人が高齢者なのか障害者なのか、生活保護受給者なのか等によって、申立ての所管部署が異なることも多く、中核機関の担当者が自治体との連携に苦慮するケースが多く見られた。
- ・中核機関の整備や都道府県アドバイザーの設置も進み、専門職との関わりや連携により地域課題や困難事案への対応力が求められるが、中核機関等の担当者をバックアップする体制づくりは進んでいない現状がある。
- ・市町村においては、地域の専門職との連携強化と合わせて、庁内関連部署でも成年後見制度や意思決定支援への理解を促進し、一緒にケース検討ができるようなチーム形成支援が必要と考えられる。
- ・あわせて、中核機関を委託している場合には、行政と中核機関のそれぞれの役割分担を明確にすることが重要である。とくに虐待事案への対応では、行政が役割を適切に果たすことが求められる。
- ・都道府県においては、都道府県アドバイザーを設置し積極的に周知するとともに、中核機関の担当者等が相談しやすいような体制や活用の方法についての周知も必要と考えられる。また、市町村担当者と都道府県担当者の顔の見える関係づくりも重要である。

③任意後見監督人を、社協が受任することについて

- ・家庭裁判所から、任意後見事業を実施している市町村社協に対して、任意後見監督人を受任できないか打診があったとのことで、本人や任意後見受任者との関わりもない中で、任意後見監督人を受任するにあたり、配慮すべき点やチェックすべき点、実例や対応上の工夫等について相談があった。
- ・監督人受任については、専門職団体においても後見業務を1年以上経験という規定を設けているところもある。当該社協が後見業務の経験がどの程度あるかも、検討にあたって重要な視点となる。
- ・また、社協が後見監督人になるにあたって、本人がその社協の介護サービス等を使っていた場合には、利益相反的関係にならないとも限らないため、注意が必要となる。
- ・任意後見人のなかには後見業務の経験のない親族や知人の場合もいると考えられるため、監督人として、任意後見人と信頼関係を築きながら、後見業務をサポートしていくことも重要と考えられる。

④被後見人が死亡した場合の報酬助成ならびに対象期間について

- ・本人死亡時の報酬助成に関しては、生活保護受給者や資産が少ない人で、他の

債務がある場合に、先に報酬として受け取っていいか悩ましいケースもありその際に利用支援事業で対応することができるかどうかといった相談も寄せられている。

- ・自治体の要綱において、本人が死亡した場合、基本的には本人の残った相続財産から報酬を受領し、できない場合に報酬助成をすることを示している例もあるなど、自治体ごとに考え方方が異なっている現状がある。
- ・また、成年後見制度利用支援事業による報酬助成の対象期間について、報酬付与の審判書にある「後見終了の日まで」にのつたり、報酬助成を行ってきたが、死後事務対応期間についても報酬助成の対象期間に含めてほしいとの後見人からの相談があり、対応に困った自治体から相談があった。
- ・そもそも考え方として、成年後見制度利用支援事業とは、費用の全部または一部を助成するものであり、範囲が定められた中で助成をするものである。後見終了の日とは基本的には本人の死亡の日になるため、それを超えて費用を助成することは考えにくい。
- ・一方で、円滑化法により、成年後見人が死後事務を行う権限が追加されたことにより、実務上、家庭裁判所が死亡後の事務についても配慮をして報酬決定をしており、その部分に齟齬が生じていることから発生している実務上の課題と考えられる。

⑤成年後見人等への郵便物の送付先の一括変更について

- ・成年後見人等が行政窓口において、被後見人等への郵送物の送付先を成年後見人等の住所に変更する手続きを行う際、後見人等が各担当窓口へ一つ一つ申請を出さなければならないことに対して、一つの窓口に変更届を提出すれば一括変更できる自治体の取組例の情報提供依頼があった。
- ・住民へのサービスの一環として一括して変更できる仕組みとしている自治体もあり、その仕組みのなかで後見人等も一括して手続きができる自治体もある。
- ・保佐や補助類型の場合は、代理権の範囲の中に入っていないことを本人に代わって変更してしまうことがないように、後見類型や代理権の内容を理解したうえで取り組む必要がある。

⑥マイナンバーカードの取り扱いについて

- ・マイナンバーカードと健康保険証が一体化するにあたり、現在マイナンバーカードを預かっている法人後見のケースにおいて、医療機関の受診等のたびに、本人に同行することは難しく、取り扱いや、日常生活自立支援事業の書類預かりサービスでマイナンバーカードを預かっている場合の対応についての相談があった。
- ・意思決定支援の観点から、保険証と一体化するかどうかや預かりの方法（自分で管理するか支援者に預けるかなど）について、本人の意向を確認する必要がある。施設に入所していて施設での預かりを希望する場合は施設とも協議が必要となると考えられる。

えられ、その際には総務省が作成した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」が参考になると思われる。

- ・「保険証と一体化はしない」という本人の意思を確認できた場合や、本人の明確な意思が確認できない場合には、保険証と一体化せずに「資格確認書」で対応していくことも考えられる。
- ・また、既に一体化した後であっても、「資格確認書」への変更も可能であり、本人と十分な確認をしていくことが重要となる。

⑦市町村長申立ての未成年に対する親族調査について

- ・市町村長申立ての親族調査について、2親等内に未成年者がいる場合、未成年者にも調査を実施したほうがいいのかという相談が市町村から寄せられた。
- ・親族調査については、令和3年11月26日厚生労働省通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」²により整理がされており、①戸籍調査(親族の有無を確認する目的で行う調査)②意向調査(親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査)③利用意見調査(制度を使うことに対して意見を確認する目的で行う調査)がある。
- ・家事事件手続法17条にて、未成年は審判行為の手続き能力がないとされている。申し立てるとすれば親権者が代理して申し立てることになるので、申立てに関しては、親権者の意向の確認ということになるが、後見を開始することについての意見という意味では、未成年者が相当の年齢であれば、意向確認することも考えられる。

⑧任意後見人に対する苦情対応について

- ・「任意後見人を代えてほしい」と本人が中核機関を含めた関係各所に訴えているケースに対して、中核機関がどこまで対応することができるのか相談があった。
- ・中核機関に任意後見制度について相談が寄せられた場合は、権利擁護の観点から対応することは考えられる。
- ・任意後見監督人が選任されていれば、基本的には監督人に相談することが考えられるため、まずは監督人が選任されているか確認をする必要がある。
- ・また、本人の訴えの背景として、本人を支援するチームが機能していない可能性も考えられることから、中核機関として、本人の意向を丁寧に聞き取り、支援検討会議等を活用したチーム支援をしていくことも考えられる。チームの中には、任意後見人が入ることが基本であるが、状況に応じて、任意後見人が専門職の場合には専門

² 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_r1fu_12mhlw_105a.pdf

職団体へ相談していくことも考えられる。

- ・中核機関に上がってきた苦情に関して、対応フローや苦情対応スキームなどを専門職団体と一緒に作成し、取り組んでいる自治体もある。苦情の内容によって、中核機関がチーム支援を行うほか、専門職団体に対応を依頼する方法も行われている。

III 都道府県機能強化推進事業

1. 事業の概要

(1)目的

- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、都道府県の機能強化が示され、小規模市町村等の体制整備支援や担い手の育成・活躍支援、都道府県域での協議会の設置等の取り組みが実施されているところである。これを受け、K-ねつとにも都道府県や都道府県社会福祉協議会からの体制整備等に関する相談が増加している傾向にある。
- ・ 本事業は、こうした状況を踏まえ、管内市町村の中核機関や権利擁護支援に関する体制整備、KPIに掲げる取り組みを促進するために、希望する都道府県に専門アドバイザー等を派遣して、意見交換、課題の整理や専門的助言を行い、都道府県の市町村支援機能を強化するものである。あわせて、他都道府県にも参考となるように、事業の報告をとりまとめ、共有を図ることとしている。

(2)実施体制

- ・ 事業実施に向けては、K-ねつとアドバイザー・専門相談員から、ヒアリングメンバーを選出し「チーム会議」を設置した。

(チーム会議メンバー)

氏名	所属・役職	備考
堀江 佳史	和歌山弁護士会	アドバイザー
岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 常任理事	〃
星野 美子	日本社会福祉士会 理事	〃
谷川 ひとみ	福島県社会福祉士会 福島県委託事業市町村支援アドバイザー	〃
吉川 証	埼玉県 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 主幹	〃
十河 真子	香川県社会福祉協議会 地域福祉部長	〃
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長	〃
小林 有紀子	ぐすのき社会福祉士事務所	専門相談員
宮間 恵美子	みやま社会福祉士合同事務所	〃
渡邊 一郎	一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす	〃

(チーム会議開催状況)

回	日時	内容
第1回	令和6年8月6日(火) 13:30～15:30	・都道府県機能強化推進事業について ・自治体の選定について ・ヒアリングメンバーについて ・ヒアリングシート等について
第2回	令和6年9月13日(金) 13:30～15:30	・説明会についての報告 ・ヒアリングについて
第3回	令和6年11月18日(月) 18:00～20:00	・提案書について ・都道府県の機能強化について
第4回	令和7年2月3日(月) 10:00～12:00	・今年度の取りまとめ

(3)実施経過

時期	流れ	内容
6月	公募開始	都道府県交流会で事業概要を説明し、公募を行った。
8月	実施自治体の決定 実施自治体説明会の開催	実施自治体を選定し、事業の進め方等について説明会を開催した。
8～9月	事前の課題把握	権利擁護支援に関する取組・体制整備等の現状や課題認識について、実施自治体よりヒアリングシートを提出いただいた。
9～10月	ヒアリングの実施 (原則1回)	ヒアリングシートをもとにより詳細な現状・課題を聞き取り、実施自治体の担当者や都道府県アドバイザー等と意見交換を行った。
10～11月	取組推進のための課題整理及び方策等の提案	上記調査で把握した情報等に基づき、KPIに掲げる取組推進に向けた課題、当該課題解決のための具体的な方策等の提案内容を整理し、書面にまとめて実施自治体へ提案した。
11～1月	報告シートの提出	実施自治体において、市町村支援について検討または実施し、報告シートを提出いただいた。
2月	コメント作成	実施自治体よりいただいた報告に対し、アドバイザーからのコメントを作成・送付した。
3月	報告書のとりまとめ	

2. 実施状況

(1) 実施自治体

- 応募により、4県を実施自治体として選定して事業を行った。
- 事業への応募理由については、管内の市町村への働きかけをどのように行つたらよいか、都道府県としてどのような手順で取り組みを進めていけばよいかといったことが挙げられていた。
- 令和6年7月時点の各県における体制整備状況は以下の通りである。

都道府県名	(参考) 中核機関の整備状況 ※R5年10月1日時点	体制整備アドバイザーの配置	権利擁護支援アドバイザーの配置	市町村長申立てに関する研修の実施	意思決定支援研修の実施	担い手育成方針の策定	取組方針の策定	協議会の設置	市民後見人の養成研修	法人後見養成研修
富山県	12/15 (80.0%)	未定	未定	実施	実施	実施予定(R6)	未定	実施予定(R6)	実施予定(R6)	実施予定(R6)
奈良県	9/39 (23.1%)	未定	実施	実施	実施	実施予定(R6)	実施予定(R8)	実施	実施	実施
島根県	12/19 (63.2%)	未定	未定	実施	実施予定(R6)	未定	実施予定(R6)	実施	未定	未定
沖縄県	6/41 (14.6%)	実施	実施	実施	実施	実施予定(R6)	未定	実施	未定	未定

(2) ヒアリングの実施

- ヒアリング日程並びにメンバーは以下の通り。オンラインにて厚生労働省成年後見制度利用促進室が参加した。

都道府県	日程	場所	ヒアリングメンバー *敬称略
富山県	令和6年9月30日 13:00～16:00	富山県防災危機管理センター	岩屋口、谷川、宮間、事務局
奈良県	令和6年10月30日 13:00～16:00	奈良県庁	堀江、星野、宮間、事務局

島根県	令和6年10月2日 13:00～16:00	島根県市町村振興センター	岩屋口、住田、渡邊、事務局
沖縄県	令和6年10月21日 13:00～16:00	沖縄県庁	堀江、十河、小林、事務局

- ・ヒアリングにあたっては、各県より事前にヒアリングシートを提出してもらい、ヒアリングシートの内容をもとに、チーム会議やヒアリングメンバーによる打ち合わせを実施、必要な情報を検討して追加の情報提供を依頼した。
- ・ヒアリングでは、まずは都道府県担当者より、提出いただいたヒアリングシートをもとに、課題と感じていること、助言を得たいことについてお話しをいただいた。その後、ヒアリングシートの内容について質疑を行ったほか、都道府県担当者からヒアリングメンバーへの質疑の時間もとった。やりとりのなかで、都道府県担当者が課題に感じていること、助言を得たいことを焦点化していく、意見交換を行った。

(3) 提案書と報告シート

- ・ヒアリング終了後、各県に対して提案書を作成した。作成にあたっては、ヒアリングメンバーに振り返りシートを提出いただき、事務局にて取りまとめを行った。
- ・提案書のとりまとめにあたっては、現在取り組めている内容の再確認及び、当該都道府県の強みと思われる点等を確認すると共に、現時点の課題を整理したうえで、今後の展開について提案を行った。
- ・各県より、提案書を受けて報告シートを提出いただいた。報告シートを確認し、ヒアリングメンバーより一言ずつコメントを作成し、フィードバックを行った。

(提案書の構成)

1. 現在実施していること、強み、継続したほうがよいこと
2. 今後の取り組みについて課題と提案
3. 取り組みのステップ
 - ・短期的(概ね半年以内)に実施できること
 - ・中長期を見据えて検討・実施すること

・主な提案内容については以下の通り。

①市町村支援に向けた市町村の状況把握(アセスメント)

都道府県において、市町村支援を検討するにあたっては、まず管内市町村の権利擁護支援体制について状況を把握することが重要となるが、市町村ごとの進捗状況や生じている課題等の個別的な把握は必ずしも十分ではない状況がうかがえた。状況把握の方法としては、各市町村に対してアンケート調査を実施したり、オンラインや個

別訪問を実施して聞き取り調査を行うことが考えられる。また、アンケート調査をもとに、個別の聞き取りなどを行っていくなどの工夫も行われている。

②市町村に体制整備の必要性を理解してもらうための働きかけについて

中核機関の整備が進んでいない市町村に対して、どのように必要性を理解してもらうのか、体制整備に向けた自治体の意識の温度差をどのように埋めていくのかという点について、ヒアリング実施都道府県に共通の課題意識が見られた。対策として、模擬事例の検討や、虐待事案への対応を検討する場をつくることで、具体的に成年後見制度の必要性を実感してもらうことが考えられる。また、その場に専門職団体が関わり、一緒に事例を検討していくことで、専門職との顔の見える関係づくりにつながることが期待される。

また、中核機関に求められる機能や必要な予算を過大にとらえすぎている市町村もみられることがヒアリングを通じて把握できた。中核機関の設置や運営については、市町村担当者だけで実施するのではなく、関係機関や専門職と連携して取り組むということを伝えていくことが必要となる。都道府県から、中核機関設置までのプロセスがわかる取り組み事例を情報提供することや、人口規模や体制整備の進捗が同程度である市町村同士の情報交換の機会を作るなどの工夫も後押しにつながることが考えられる。

③都道府県単位の協議会の活用

都道府県単位の協議会設置は、第二期基本計画のKPIの一つとなっているが、設置しているものの関係者のネットワークづくりや課題共有、都道府県としての方針検討などに活かしきれていない状況がヒアリングを通じてうかがえた。協議会の参加メンバーを幅広く設定しているなかで、それぞれの発言の機会が十分でなかったり、事務局からの報告が中心になるなど、会議の形骸化が課題として挙げられた。全体会だけでは議論を深めることが難しい場合には、議題に応じて主要なメンバーを召集して議論を深める部会を開催する等の工夫も考えられる。

④都道府県アドバイザーの活用

都道府県において、体制整備や権利擁護支援のアドバイザーを配置していないなかつたり、配置していても市町村から相談や質問が少ない状況も課題として挙げられた。アドバイザーの役割・機能を明確にして広報していくこととあわせて、相談を待つのではなく市町村に対して積極的にアプローチしていくことが重要となる。また、虐待対応専門職チームが設置されている場合には、相互に連携して対応していくことも有効と考えられる。

(報告シートの構成)

1. ヒアリングや提案書を受けて検討、実施したこと。今後の取り組み予定について
 2. 1の実施を踏まえ、今後の課題と感じていること
 3. 本事業を受けての所感等
- ・都道府県からの報告書では、ヒアリング等を受けて実施したこととして、協議会を活用して管内市町村の体制整備状況や権利擁護支援のニーズなどについて情報共有を行った、都道府県社会福祉協議会と意思決定支援研修の委託について協議を始めた、管内市町村行政担当者及び社会福祉協議会担当者へ中核機関設置に向けた取組事例を交えた説明を行った、府内の障害分野担当課と相互の取組状況について情報交換を行い、今後継続実施を予定している等の報告があった。
 - ・あわせて、市町村ごとに取組への温度差や専門職団体等との関係性の度合いが異なっていることを踏まえての支援方法や、各市町村内の担い手を育成する手段や方法をわかりやすく都道府県から伝えていくことについて、引き続き課題と感じていることが伺えた。
 - ・都道府県としての取組が遅れていると感じていたが、事業を実施したことで、これまでの取組に対しての評価をもらい励みになった、ヒアリングの丁寧な聞き取りにより今後のやるべきことがより明確になった、この事業が都道府県社会福祉協議会と連携を進めていくにあたってのきっかけとなった、などの所感が寄せられた。

3. 評価と今後の展開

(1) 事業を通じて把握された課題等

①都道府県による市町村支援

都道府県の応募動機をみると、第二期基本計画のKPIの達成が期待されるなかで市町村の体制整備が進まない現状や、市町村による意識や取り組みの格差に対する課題認識がうかがえた。また、それに対して都道府県としてどのように働きかけていくかという点について共通して悩んでいることもうかがえた。

都道府県が権利擁護支援体制づくりに向けた市町村支援を行うにあたっては、それぞれの市町村の状況によって必要な支援も異なってくるため、管内の市町村の状況をきめ細かく把握する必要がある。

各市町村に対して、伴走的な支援が求められるため、状況の把握と同時に、何か困ったら都道府県に相談することができるという市町村の担当者との顔の見える関係を作ることが、今後の支援に向けて有効と考えられる。

一方、市町村担当者にも異動があるため、都道府県担当者と市町村担当者の継続的な関係づくりが求められる。定期的な意見交換会の開催や、内部での引継ぎの工夫なども必要となる。

都道府県による市町村支援において、都道府県域全体を見ながら、温度差のある地域をどのようにとらえていくのか。管内市町村のバックアップを都道府県として考えたときに、市町村と地域の関係機関や専門職等とのつながりづくりのバックアップをしっかりと行っていく必要がある。

②都道府県における庁内連携及び都道府県と都道府県社会福祉協議会との連携

成年後見制度利用促進を所管する部署は各都道府県によって違いがあるが、関連する施策の担当が高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉など複数の部署にまたがることもある。

権利擁護支援は1つの部署だけで担うことではなく、関連部署との連携が重要となるが、庁内連携の不足から、体制整備を進めていくことができていない状況も見られた。まずは、庁内関係部署の顔の見える関係づくりから始め、連携強化に努め、都道府県としての権利擁護支援体制づくりのビジョンを庁内で共有することが重要である。

また、現在、権利擁護支援は社会福祉協議会との連携も極めて重要であるが、都道府県と都道府県社会福祉協議会との連携が十分でない状況も見られた。そのため、都道府県社会福祉協議会とも、権利擁護支援体制づくりのビジョンを共有することが重要であると考えられる。

併せて、都道府県や都道府県社会福祉協議会の担当者には異動があり、連携の継続をどのように図っていくのかも大きな課題となる。専門職団体については、比較的異動が少ないとも思われることから、専門職団体に連携の継続に向けたサポートの役

割を発揮してもらうことも考えられる。例えば、専門職団体に都道府県アドバイザーを委託して市町村支援を都道府県担当者と連携して担っている都道府県もあり、都道府県担当者の異動があっても市町村への継続的な支援が行われるというメリットがあると思われる。

③国による都道府県機能の強化に向けた支援

ヒアリングや K-ねつの相談からも、都道府県の担当者が一人で様々な業務を兼務しながら事業を担っており、成年後見制度や体制整備に関する知識を習得する時間を十分にとることができなかつたり、個別ケースへの対応や専門性を要するような市町村からの相談に対応することが困難である状況がうかがえた。そのため、まずは、都道府県が専門職団体も含めた様々な地域の専門機関や支援関係者とつながっていくことが重要である。

しかし、管内にどのような連携先があるのか、どのような糸口から連携先とつながっていくことができるかといった情報がなく、連携が進んでいない現状もあった。専門職団体とのつながりがまだできていない都道府県もあるため、まずは専門職団体とつながる仕掛けづくりを考えていく必要がある。また、具体的な連携を進めるために、たとえば都道府県協議会の企画や準備段階から専門職団体等に関わってもらうなど、都道府県協議会を連携の機会として活用する事も有効と考えられる。

都道府県の担当者が、事例に実際に触れることができない中では、なぜ都道府県として体制整備に取り組む必要があるのかというイメージが持ちづらいのではないかという点も本事業のヒアリングチームのなかで課題として挙げられた。市町村の実際の現場で何が起こっているのかを、都道府県担当者にいかに肌感覚で感じ取っていただくことができるかが重要となる。

都道府県域での仕組みづくりが個別の事例の支援につながることを伝え、権利擁護支援の必要性を実感してもらうための取り組みも必要と考えられる。

都道府県の担当者が数値目標を過度に重視してしまうと、「意思決定支援研修を開催した」、「扱い手育成方針を策定した」ということだけで終わってしまい、それらが何につながるのかイメージしにくい状況もあると考えられる。研修や方針策定等の個々の取り組みの目的を意識することで、本当に自分たちがやるべきことが何かがわかり、動いていく原動力になることが考えられる。

都道府県域のネットワークづくりや計画策定などを進めていく際には、既に取り組んでいる市町村や専門職団体等の情報を把握して、動いていく必要がある。同じような仕組みが別々にできてしまうなど、地域連携ネットワークにおける支援体制の構築がうまく進まないようなことが起こらないようにしていくためには、都道府県の担当者だけでは様々な情報を把握したり、各所との協議を行うことは難しいことも考えられ、本事業のような全国レベルでの継続的な支援や都道府県と市町村・専門職等の連携事例の

紹介も有効と考えられる。

(2)今後の展開について

①都道府県機能強化推進事業の充実

ヒアリングの出席者について、庁内の成年後見制度に関わる部署担当者ならびに、都道府県社会福祉協議会担当者の同席を依頼した。都道府県アドバイザーを担う専門職団体が参加した県もあり、ヒアリングの機会自体が関係者の連携を深める一つのステップにもなった。

アドバイザーや K-ねっと事務局が現地に赴き、実施都道府県の担当者や関係者と対面でやり取りをしたことによって、取組を進めていくにあたっての相談や、市町村からの相談対応への助言といった相談が K-ねっとに入るようになった。対面であったからこそその効果が出ていると考えられる。今年度事業を実施した都道府県においては、提案書を受けての取り組み促進に期待するところだが、必要に応じて提案書の内容についてアドバイザーとともに話し合う機会を持つことや、実際の取り組みにあたって疑問が生じた場合は K-ねっとに相談を促すなど、伴走的な関わりが重要である。

本事業を実施しての効果や取組の変化があったかなどを確認し、今後の事業企画にあたって、より都道府県のニーズに沿った内容とすることが重要である。

都道府県が市町村の個別の事情を捉えて支援するのと同じように、国による都道府県への支援についても、一律のやり方だけではなく、都道府県の個別性を踏まえた支援が有効と思われるため、本事業の継続が期待される。

チーム会議において、「47 都道府県に対して順番に状況を聞き取り、どのような課題があるかを確認するなかで、どのように取り組んだらよいか分からぬといふような都道府県を発掘して状況に応じて個別的に対応していくことが必要ではないか」といった今後の施策に対する意見もみられた。市町村体制整備に遅れがある都道府県に対しては、積極的に本事業の活用を促す働きかけも必要であると思われる。

ヒアリングによってKPIの達成率に係わらず、更なる機能強化を目指す視点から、都道府県が持っている多様な悩みや課題に対しても、今後は対応を考えていく必要があるのではないか、との意見もあった。

②都道府県交流会の活用

都道府県の機能強化の推進のため、本事業の継続と併せて都道府県交流会の活用が重要である。例えば、都道府県機能強化事業は実施していなくても、K-ねっとで都道府県としての体制整備に関する相談ができるということを都道府県交流会の場でアピールし、都道府県のバックアップを図る必要がある。

また、都道府県交流会における他都道府県の取り組み実践報告は、都道府県担当者にとっても重要な情報を得る場となっている。交流会の中での意見交換の時間も有

用なものとなるようにテーマを設定していくことが考えられる。

都道府県交流会の工夫の一つとして、担当者だけでなく管理職の参加を促すことで、都道府県としての組織的な取り組みが必要であるとの意識にもつながると考えられる。

③ 都道府県アドバイザーとK-ねっとの連携

K-ねっとから都道府県担当者、都道府県アドバイザーに向けて、市町村や中核機関からの相談に対応するにあたって参考になる情報をFAQやニュースレター、都道府県交流会のマーリングリストにて提供することなども有効と考える。

K-ねっとにおいては都道府県のアドバイザーが各地で活動し相談が入ってくるようになれば、そこから都道府県内の関係者とのネットワークづくりの助言を行うことができ、都道府県の機能強化が図られると考える。

IV 広報事業(全国セミナー)の開催

1. 開催状況

(1)概要

○日程

令和7年2月25日(火)12:55～16:30

○目的

広く一般市民を対象とし、一人ひとりが最後まで自分らしく生きるための備えができるよう、必要とする人が適切に任意後見・補助・保佐等を含めた成年後見制度を利用できるようにわかりやすく制度について学ぶ。

○開催方法

Zoomミーティングによるライブ配信+YouTubeでのライブ配信

○参加定員

1,500名

○参加対象

・成年後見制度に関心のある方

○申込者数

1,030名(zoom 635名、YouTube 395名)

○参加者(アカウント)数

758名(zoom 542名、YouTube 216名)

※1台のPC等で複数名が視聴する場合があるため、申込者数と異なっている。

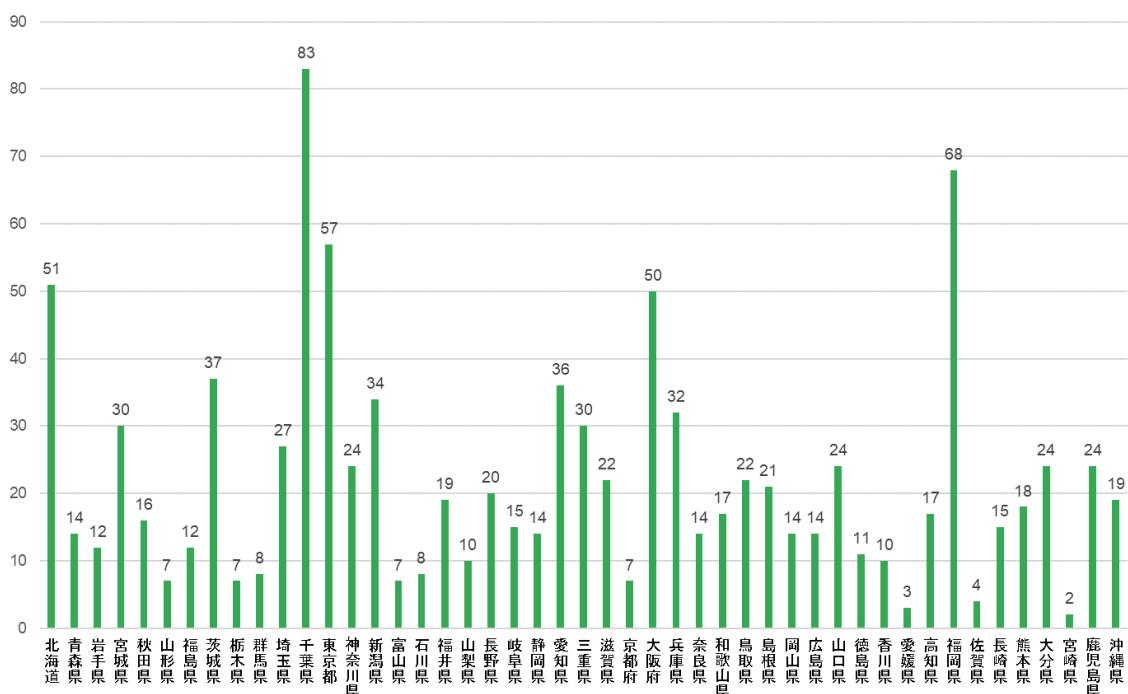
○プログラム

時間	プログラム
12:30～	入室開始
12:55～13:00	オリエンテーション
13:00～13:05 (5分)	【挨拶】 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
13:05～13:30 (25分)	【導入講義】成年後見制度のレシピ NPO法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子氏

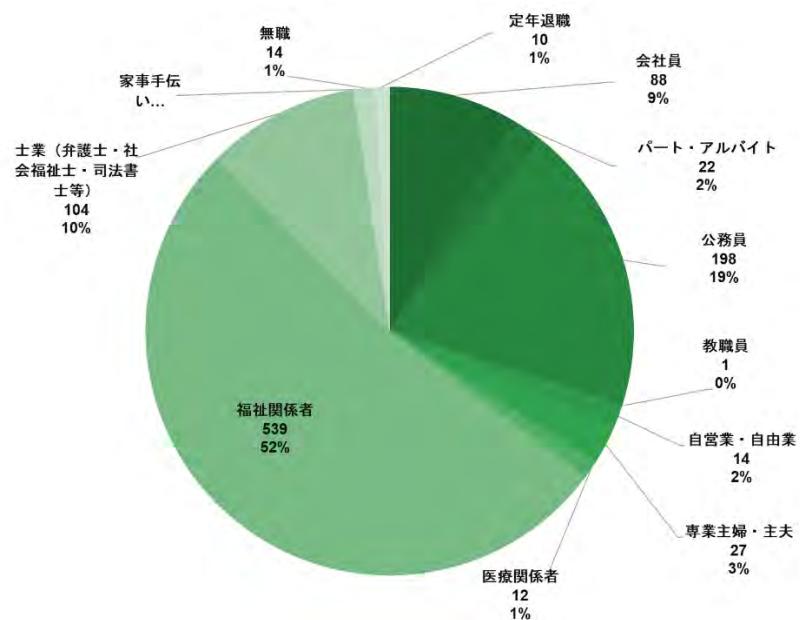
13:30～14:30 (60分)	【講義①】法定後見制度の基礎知識と補助・保佐の活用 和歌山弁護士会 堀江 佳史氏
14:30～14:40 (10分)	休憩
14:40～15:40 (60分)	【講義②】任意後見制度の基礎知識 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏
15:40～16:30 (50分)	ディスカッションとまとめ コーディネーター NPO 法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子氏 コメントーター 和歌山弁護士会 堀江 佳史氏 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏
16:40	閉会

○申し込み状況:

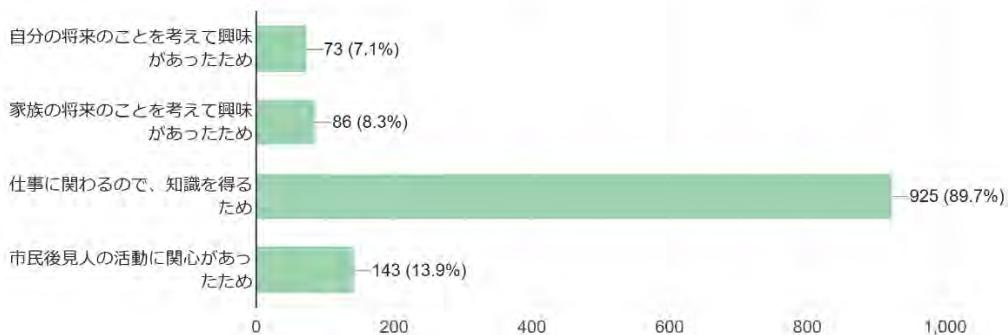
① 都道府県別申込者数



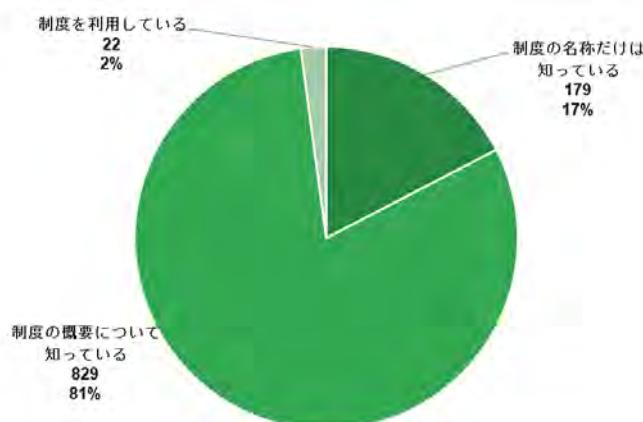
② 対象区分別申込者数



③ セミナー受講のきっかけ(複数回答)



④ 成年後見制度の知識について

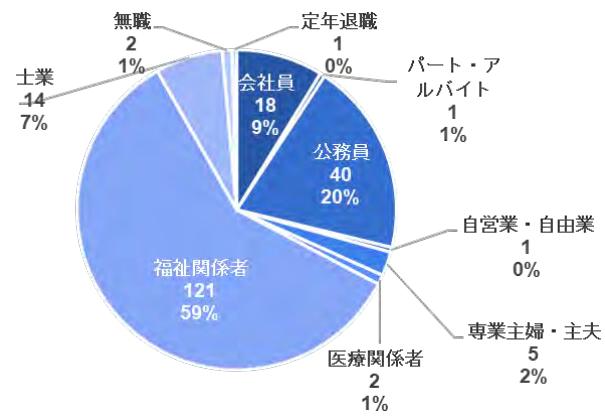


2. 広報事業(全国セミナー)の評価

(1) 参加者アンケート結果

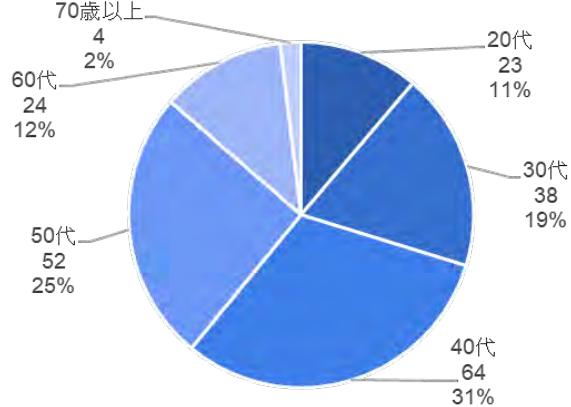
①職業について

会社員	18 人
パート・アルバイト	1 人
公務員	40 人
自営業・自由業	1 人
専業主婦・主夫	5 人
医療関係者	2 人
福祉関係者	121 人
士業 (弁護士・社会福祉士・司法書士等)	14 人
無職	2 人
定年退職	1 人
合計	205 人



②年齢について

20代未満	0 人
20代	23 人
30代	38 人
40代	64 人
50代	52 人
60代	24 人
70歳以上	4 人
合計	205 人



③現在の成年後見制度の利用について(2つまで回答)

現在、自分が成年後見制度を利用している（後見人などの支援を受けている）	3 人
現在、家族が成年後見制度を利用している	2 人
現在、自分や家族は、成年後見制度を利用していない	192 人
未選択	8 人
合計	205 人

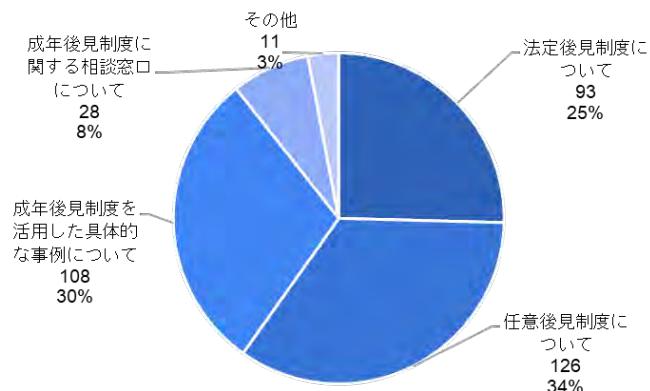
④成年後見人等を受任している場合

成年後見人・保佐人・補助人いずれかを受任している	19 人
任意後見人を受任している（発効前も含む）	2 人
監督人を受任している	0 人
合計	21 人

⑤本セミナーへの参加にあたって特に学びたいと考えたこと（複数回答）

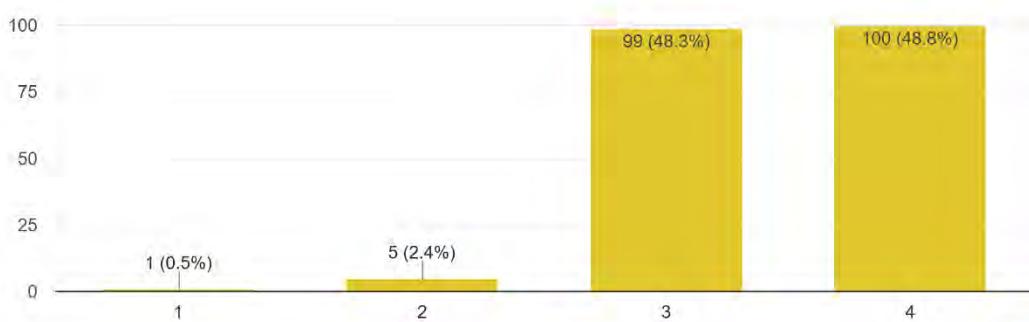
法定後見制度について	93 人
任意後見制度について	126 人
成年後見制度を活用した具体的な事例について	108 人
成年後見制度に関する相談窓口について	28 人
その他	11 人
合計	366 人

1つのみ選択者	59 人
2つ以上選択者	145 人
選択していない	1 人
合計	205 人



⑥セミナーを通して、知りたかったこと・学びたかったことは達成されましたか

205 件の回答



* 1「不満足」～4「非常に満足」の4段階で回答いただいた。

(2) 成果と課題

参加者アンケートの結果を基に定例会議の意見を踏まえ、全国セミナーの成果と今後、検討したい内容や課題について以下の通り整理した。

① 成果

- ・ 今年度は参加対象を広げ、成年後見制度の基礎を学ぶ場としたことで、福祉関係者以外の申し込みが増加し、制度への関心の高さがうかがえた。また、「参加にあって学びたかったことが達成された・理解できたとする回答(4段階評価の3・4)が9割以上となった。
- ・ zoomミーティング配信とYouTubeライブ配信を行ったことで、申込希望者を多く受け入れることができた。
- ・ 初めに導入講義を行ってから、制度に関する講義を行ったことでより理解を深めることができた。また、申込時のアンケートで寄せられた質問から、ディスカッションのテーマを設定して解説を行ったことにより、聞きたかったことを聞くことができたとの声が多くみられた。

② 今後検討したい内容や課題

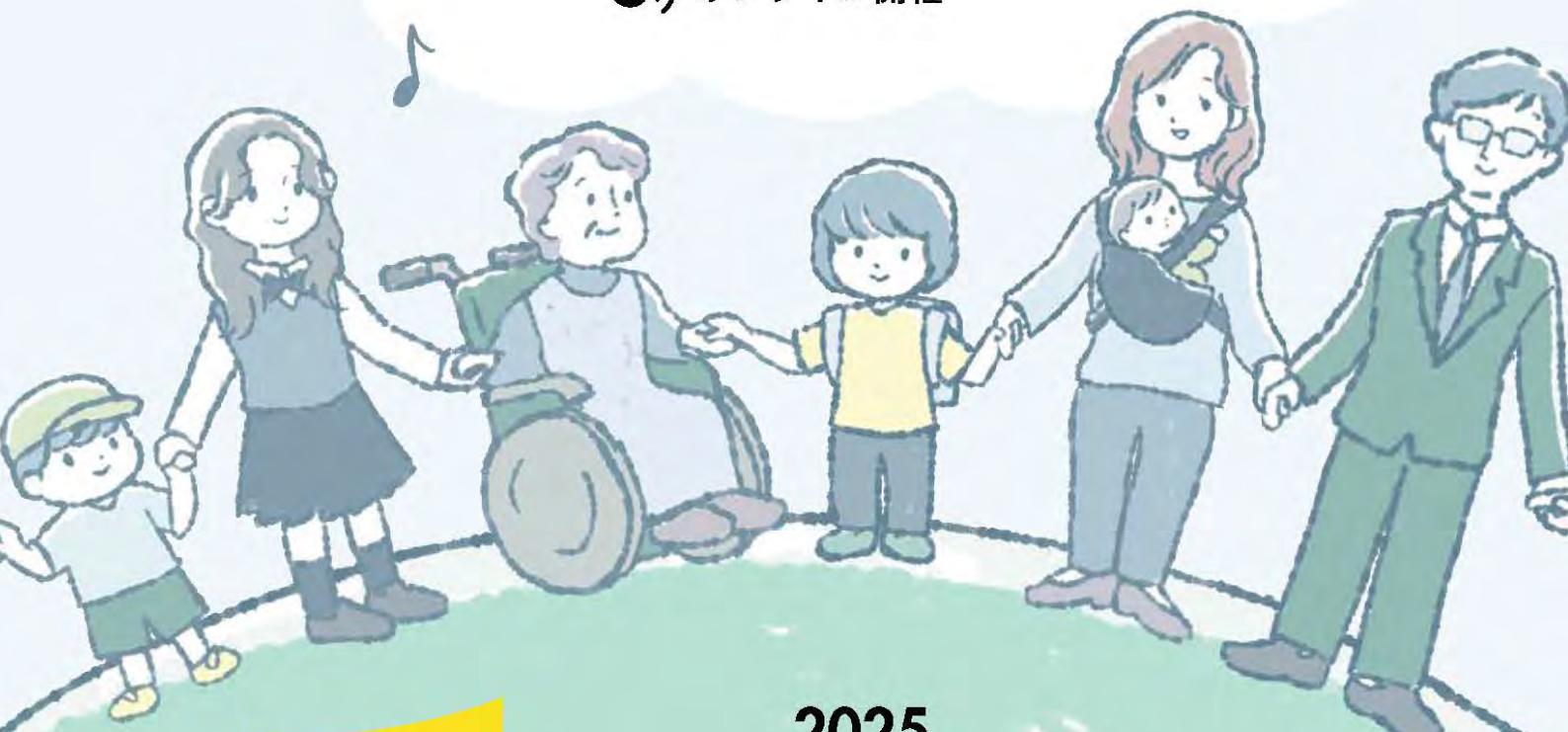
- ・ 制度について基礎的な部分を学ぶことができたが、今後さらに実際の事例が知りたいといった声が多くみられた。
- ・ 民法改正や意思決定支援について講義の中で触れたことから、もっと詳しく学びたいといった声も多くみられた。
- ・ 内容に対してプログラムの時間がタイトで、理解が追いつかなかったという声や、定期的にこういったセミナーを実施してほしいという声も多くみられた。
- ・ 申込状況から、成年後見制度への関心が高まっていることがうかがえ、今後はさらに具体的な制度の活用例を含めて情報提供するように工夫したい。
- ・ また、意思決定支援についてもっと知りたいという声も多く、成年後見制度との関連が深いことからも、今後、セミナーにおいてテーマとして取り上げることも考えられる。
- ・ 時間配分の見直しや研修の配信方法等を検討したい。



知って、学んで、活用しよう！

成年後見制度

○) オンライン開催



参加対象

成年後見制度に
関心のある方

定員

1500名



*先着順

	Zoom 900名
	YouTube 600名

2025.
2.25 火
12:55-16:30

コーディネーター

NPO法人尾張東部権利擁護支援センター
センター長 住田 敦子氏

講 師

和歌山弁護士会 堀江 佳史氏
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
上山 浩司氏



Zoomミーティング

YouTubeライブ配信

※申込時に受講方法を選択してください。
定員になり次第、締切とさせていただきます。



令和6年度 K-ねっと全国セミナー

「知って、学んで、活用しよう！」

成年後見制度

申込
期限

2025.2.6

木

趣旨

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

財産を管理したり、介護・福祉サービスの利用や施設入所・入院の契約をしたり、法律行為をひとりで行うのがむづかしい場合や、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う場合もあります。このように、ひとりで決めることに不安のある方々に対して、ご本人の意思を尊重（意思決定支援）しながら、法的に保護し、権利を守る人として後見人等を選任する制度です。

任意後見制度とは、ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本セミナーでは、ご家族のこととしてはもちろん、ご自身のこれからを考えたときに知っておきたい成年後見制度の基礎知識について学びます。

プログラム

12:30	入室開始	研修時の録画・ 録音、写真撮影 はご遠慮ください。
12:55-13:00	オリエンテーション	
13:00-13:05	挨拶 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室	
13:05-13:30	導入講義 「成年後見制度のレシピ」 NPO法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子氏	
13:30-14:30	講義① 「法定後見制度の基礎知識と補助・保佐の活用」 和歌山弁護士会 堀江 佳史氏	
14:30-14:40	休憩	
14:40-15:40	講義② 「任意後見制度の基礎知識」 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏	
15:40-16:30	ディスカッションとまとめ	

申込方法

申込サイトよりお申込みください



<https://forms.gle/Wg7Gs56oiPWV6EK5A>

※同所属から複数名申込する場合も、必ず1名ずつ申込フォームよりお申込みください。

※登録時に申込確認メールが送信されます。メールアドレスの入力間違いがないようご確認ください。また、外部からのメールが受け取れるメールアドレスをご入力ください。

※ライブ配信1週間前を目安に当日資料とZoomミーティングのURL、ミーティングID、パスコード等を掲載した「受講者研修サイト」のご案内を参加登録いただいたアドレスにメールにて送ります。

※申込フォームに記載された個人情報は、本セミナーの運営管理の目的にのみ利用させていただきます。



